

【規制基準（特定施設）】

特定施設設置工場・事業場は、以下の規制基準を守らなければなりません。

・特定施設設置工場・事業場からの騒音

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (8～18)	朝・夕 (6～8・18～22)	夜間 (22～翌日6)
①第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、田園住居地域及び風致地区（③に該当する区域を除く）並びに歴史的風土保存区域	50 dB	45 dB	40 dB
②第1、2種住居地域、準住居地域（これらの地域のうち①に該当する区域を除く）及びその他の区域	60 dB	50 dB	45 dB
③近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
④工業地域及び工業専用地域	70 dB	65 dB	55 dB

備考：学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園（①の区域内に所在するものを除く）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は上表の規制基準の値から5dBを引いた値とする。

・特定施設設置工場・事業場からの振動

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (8～19)	朝・夕 (19～翌日8)
①第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びその他の地域	60 dB	55 dB
②近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	65 dB	60 dB

備考：学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は上表の規制基準の値から5dBを引いた値とする。